

京 都 軟 式 野 球 連 盟 少 年 部 規 約

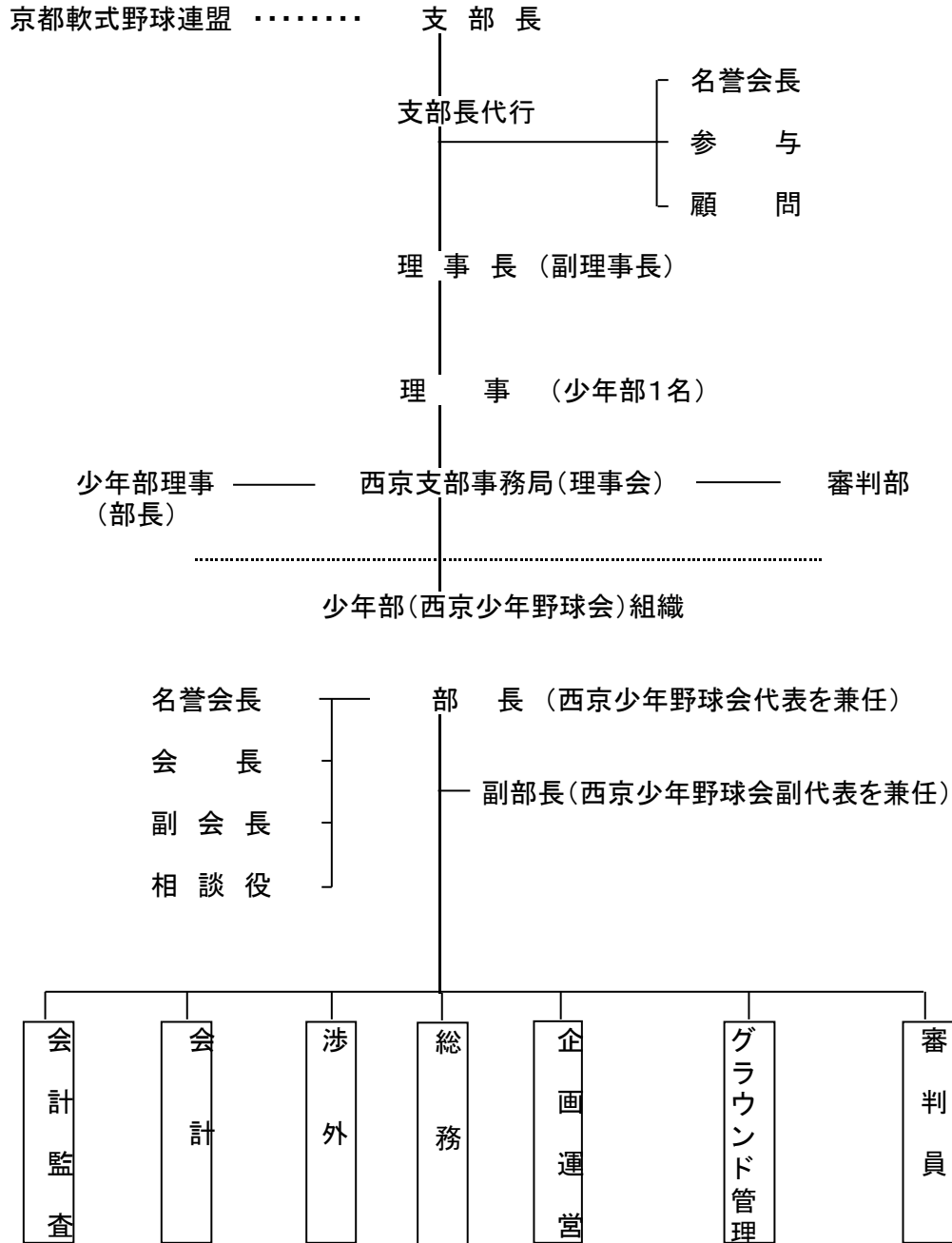
京 都 軟 式 野 球 連 盟 少 年 部 運 營 細 則

平 成 30 年 3 月 改 正

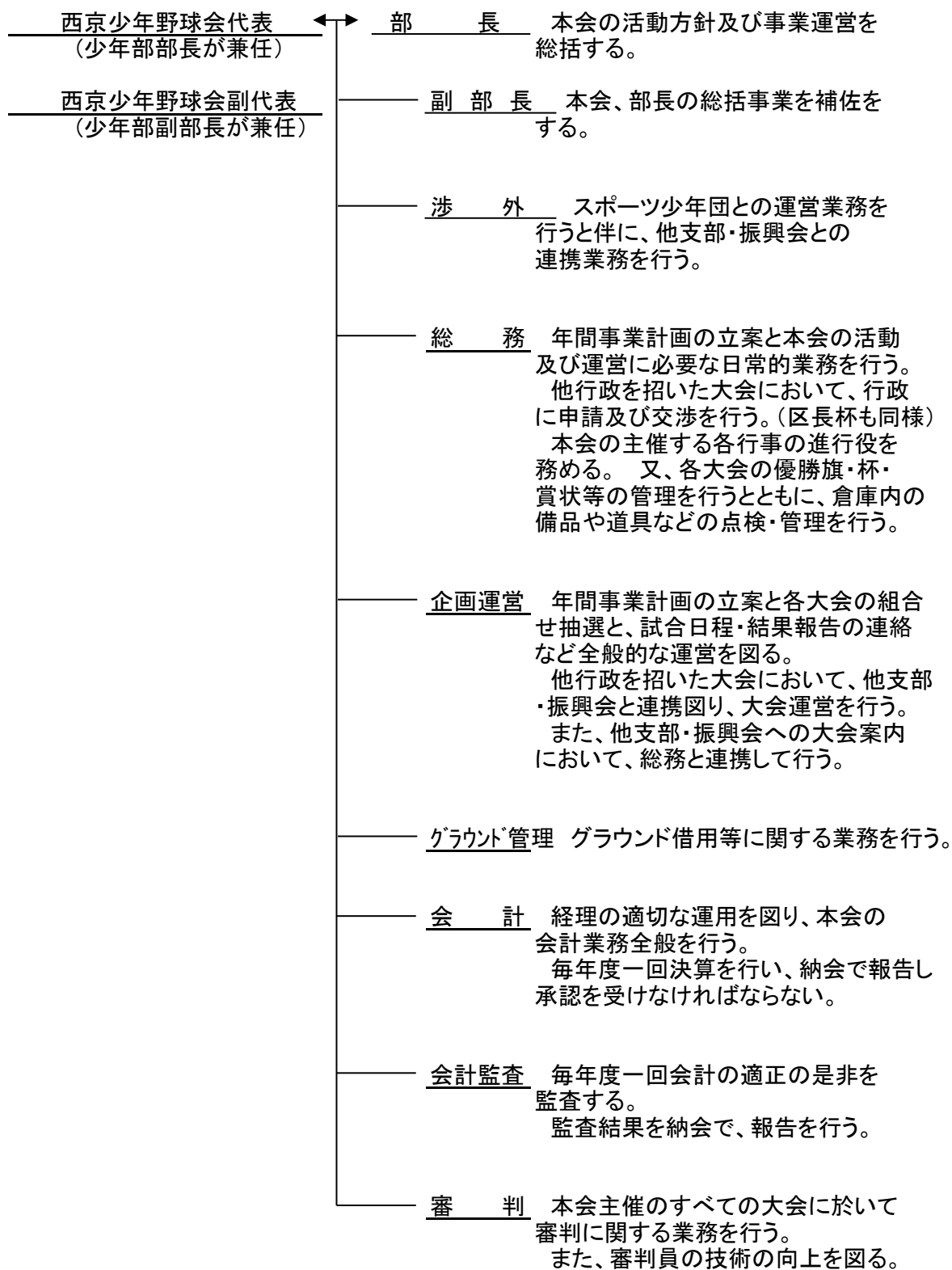
京 都 軟 式 野 球 連 盟 少 年 部
(西 京 少 年 野 球 会)

西京支部組織表

平成28年2月



少年部(西京少年野球会)組織分掌



京都軟式野球連盟 少年部規約

(西京少年野球会)

(名称)

第1条 本会は、「京都軟式野球連盟西京支部少年部」(以下「少年部」という)と称し、事務局を京都軟式野球連盟西京支部(以下「西京支部」という)の事務所内に置くものとする。
なお、西京少年野球会の名称は、対外的に継続するものである。

(目的)

第2条 本会は、少年部所属(以下「会員」という)の学童野球チームが結束協力して、奉仕と感謝の精神で、野球を愛好する学童が野球を通じて、次の目的達成と次代を背負う健全な若人として成長するための手助けをするとともに、将来、良きスポーツマンであり、良き社会人として育ち、社会の一員として活躍することを期待し活動するものとする。

- 1) 野球技術の向上と心身の鍛錬を図り、より高い人格形成を目指す。
- 2) ルール遵守とスポーツ精神を培う。
- 3) 社会奉仕活動を行い奉仕と感謝の精神を培う。
- 4) 選手及びチーム相互の幅広い交流と親善を深め、学童時代の良き思い出を創る。

第3条 本会は、会員及び会員の指導者と選手並びに保護者と共に、学童野球を通じて、地域社会の一員として、善隣友好の輪を広げることを目指すものとする。

(活動及び運営の基本方針)

第4条 本会は、西京支部と連携して活動するものとし、その「少年部」の運営の一切を行い、第2条の目的達成に資するものとする。

第5条 本会の活動は、あくまでも「学童を中心にした任意で行う校外教育としての学童野球であること」を役員及び会員の指導者等は理解し、目的と活動の意義を重んじ、社会指導者としての立場を忘れず、明朗闊達な運営を図るものとする。

第6条 本会の活動に必要な各大会等の会場設営及び審判、その他の運営は、役員及び全会員が協力又は分担して行うものとする。

(選手指導の基本方針)

第7条 本会の役員及び会員に所属する指導者全員は、次の基本方針により選手を指導育成するとともに、将来の中学、高校時代、ひいては社会人としての人格形成と全てのスポーツに通じる基礎づくりを目指すものとし、その成果を発揮する場である本会主催の各大会等においては、勝敗のみにこだわることなく、常に相手を尊重し、自己の最善を尽くし、フェアプレーに徹した白熱したゲームの展開と美しいスポーツマンシップが生まれることを期待するものである。

- (1) 学童野球に限らずスポーツを志す意義は、「自身が精神的、技術的、肉体的限界に挑戦する」ことにある。しかし、将来の人格形成を主眼とした教育的配慮に基づき、発育発達期の学童の「健康的な体力づくり」と「明るく豊かな心と精神力」を育てることを第一義としなければならない。
- (2) 活動の中心は、野球を愛好する学童であり、学校教育における授業と学校行事等は優先させなければならない。
- (3) 学童としての人格と人権、機会均等、自主性と自発性、選択の自由を尊重するとともに、ともしれば指導者本位の指導等による、精神的肉体的苦痛または過大な負担

を与えることは厳に慎まなければならない。

- (4) 心身ともに発育過程にある学童であることを特に留意し、礼儀挨拶等の社会一般常識、正しい野球技術の指導は当然であるが、その体力素質、運動能力、精神力、等々の個人差を正確に把握し、それに応じた最良の指導方法により、その将来性を進展させ、育成することに努めなければならない。
- (5) 選手の安全性の確保と障害等の危険防止に努めるとともに、将来に影響を及ぼす「スポーツ障害等」の発生防止と予防には、特に留意しなければならない。
- (6) 野球技術の向上を図り、ルール遵守の精神を徹底することは当然であるが、学童野球といえども、全てのスポーツ同様、勝敗を争う競技であり、選手自身が「勝者としての喜び」、「敗者としての悔しさ」等を繰り返し体験することにより、更に、日頃の練習と家庭生活において、「健康的な体力と明るい豊かな心と精神力」、学業や野球技術等に対する一層の「努力と向上心」、白球に対する「集中力」、勝利に対する「執着心」、何事にも最後まで挑戦しての苦しみや哀しさに耐えられる「忍耐力」、チーム内や選手間における「協調性」等々を自主的自発的に養わなければならない。

(役員及び会員等の義務)

第8条 本会の役員及び会員に關与する代表者及び監督等の指導者全員は、本会の目的を十二分に理解のうえ、活動及び運営方針、選手指導の基本方針を全体的に指示し、協力しなければならない。

第9条 本会の会員は、会員を代表する最高責任者を代表とし、指導者である監督及びコーチ、本会の主催する大会等の事業の会場設営及び試合進行を支援する運営委員並びに審判員を組織しなければならないものとし、その「役員登録書」を毎年、本会が指定する期日までに本会に提出しなければならない。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は原則、各年度11月1日より10月31日までとする。

(役員及びその任務)

第11条 本会の活動及び運営業務を円滑に遂行するため、次の役員を置くものとし、無報酬とする。

| | |
|---------|-------------------------|
| 名 譽 会 長 | 1名 |
| 会 長 | 1名 (西京支部支部長) |
| 副 会 長 | 1名 (西京支部支部長代行又は副支部長・理事) |
| 相 談 役 | 1名 |
| 代 表 | 1名 (西京支部少年部部長が兼任) |
| 副 代 表 | 1名 (西京支部少年部副部長が兼任) |
| 役 員 | |
| 部 長 | 1名 (西京少年野球会代表を兼任) |
| 副 部 長 | 1名 (西京少年野球会副代表を兼任) |
| 渉 外 | 委員長 |
| 総 務 | 委員長・副委員長 |
| 企画管理 | 委員長・副委員長 |
| グラウンド管理 | 委員長・副委員長 |
| 会 計 | 委員長・副委員長 |
| 審 判 | 審判長・副審判長 |
| 会計監査 | 2名 |

(2) 役員の任務

部長(代表兼任) 本会の活動方針及び事業運営等を総括する。

副部長(副代表兼任) 本会の総括事業を補佐する。

渉外 スポーツ少年団との運営業務を行うと共に、他支部・振興会との連携業務を行う。

総務 年間事業計画の立案と本会の活動及び運営に必要な日常的業務を行う。
他行政を招いた大会において、行政に申請及び交渉を行う。
なお、区長杯も同様とする。
本会の主催する各行事の進行役を務める。又、各大会の優勝旗・杯・賞状等の管理を行うとともに、倉庫内の備品や道具などの点検・管理を行う。

企画運営 年間事業計画の立案と各大会の組合せ抽選と、試合日程結果報告の連絡など全般的な運営を図る。
他行政を招いた大会において、他支部・振興会と連携図り、大会運営を行う。
また、他支部・振興会への大会案内において、総務と連携して行う。

グラウンド管理 グラウンド借用等に関する業務を行う。

会計 経理の適切な運用を図り、本会の会計業務全般を行う。
毎年度一回決算を行い、納会で報告し承認を受けなければならない。

会計監査 毎年度一回会計の適正の是非を監査する。
監査結果を納会で、報告を行う。

審判 本会主催のすべての大会に於いて、審判に関する業務を行う。
また、審判員の技術の向上を図る。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
なお、総会での承認が必要とする。

(2) 役員は、任期が満了しても、新規役員が就任するまで、任務を継続するものとする。

(事務及び役員会の構成)

第13条 本会の事務は、役員をもって構成する。

第14条 役員会は、第11条の役員をもって構成する。
なお、名誉会長・会長・副会長はこの限りではない。

第15条 西京支部より役員派遣の要請があった場合には、役員を派遣するものとする。

(事業)

第16条 本会は、第2条の目的達成を図るとともに、他行政の少年野球会・振興会等との積極的な親善と交流及び会員所属選手の保護者との交流と親睦を図るため、次に掲げる事業を主催または、共催して行うものとし、各種団体の主催する事業に参加または、会員を推薦参加させるものとする。

- (1) 会員対象の学童野球大会の開催。(年間6大会程度開催)
- (2) 他行政の学童野球チームとの交流大会の開催。(年間2大会程度)
- (3) 会員所属の選手・指導者及びその保護者を対象とした大運動会の開催。
- (4) 社会奉仕活動の実施。
- (5) 審判の資質向上を図るための審判講習会の開催。
- (6) スポーツ少年団交流大会の参加。
- (7) 他行政の学童野球会等主催の交流大会への会員の推薦参加。

(運営費)

第17条 本会は会員が納入する年会費、各大会の参加費、協賛金、寄付金その他をもって運営するものとする。

第18条 本会の運営に特別の事情があると認められた場合には、協力金等を代表者会議で承認を得て、徴収することができる。

(会員の資格等)

第19条 本会の会員は、原則として、京都市西京区に住所を定めて住居する学童で構成された学童野球チームとする。

第20条 本会の会員は、毎年度京都軟式野球連盟西京支部西京少年部にチーム登録をしておかなければならない。

(指導者の資格)

第21条 第9条により会員が組織する代表者及び指導者等の資格は、京都府内に住所を定めて住居する社会人・大学生に限るものとする。

(選手の登録資格、チーム編成、競技方法)

第22条 各大会における選手の登録資格、チーム編成、競技の方法等は、代表者会議の決定により、別に定める「西京支部少年部競技規約」(以下「競技規約」と言う。)によるものとする。

(選手引き抜きの禁止)

第23条 会員間の選手の移籍及び移動する会員の代表者及び本会の代表者会議で承認された場合を除き、禁止するものとする。なお、転居も含むものである。

(会員審判員の育成)

第24条 本会は、会員審判員の育成と資質向上を図るため審判講習会を開催し、会員審判員(主に塁審)の育成向上を図るものとする。

(総会)

第25条 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回12月上旬に開催するものとする。ただし、必要のある場合は、臨時総会を開催することができるものとする。

(総会の権限)

第26条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- 1) 規約の改廃。
- 2) 予算及び決算の承認。
- 3) 事業計画及び事業報告の承認。
- 4) 役員の変更。
- 5) その他役員会が必要と認めた事項。

第27条 総会の議決は本会の役員及び代表者の構成により、出席者の過半数をもって決定するものとする。

(代表者会議)

第28条 役員と会員の連結を蜜にし、本会の運営を円滑に進めるため、役員及び各会員の代表者で構成する定例会議(以下「代表者会議」と言う。)を開催するものとし、次の事項について審議決定する権限を有するものとする。

- 1) 細則及び競技規則の改廃。
- 2) 臨時協力金等の決定。
- 3) 会員間の選手移籍等に関する承認。
- 4) 新規加入会員の承認及び入会金の決定。
- 5) 休会及び退会の承認。
- 6) 新規大会開催の承認。
- 7) 罰則裁定の審議及び決定(当該会員の代表者は会議より除外)。
- 8) その他活動及び運営に関し、役員会より決定又は承認を求められた事項。
ただし第26条に反しない範囲とする。

- (2) 前項の決定は、出席者の過半数をもって行うものとする。
ただし、7)については、三分の二をもって行うものとする。

(新規加入会員の承認)

第29条 第19条の会員となる資格を有する者から、本会への加入申請があった場合には、申請者の隣接する全会員の推薦又は承認を得たうえ、代表者会議の承認により会員に加えるものとする。

(入会金)

第30条 新たに加える会員は、入会金50,000円を納入するものとする

(休会及び退会)

第31条 会員の特別な事情により、チーム編成又は大会参加が一定期間不可能となった場合には、その事項等を記載した休会届又は退会届を本会に提出しなければならない。

- (2) 休会する場合は、第9条の規定を満たしておくものとする。
ただし、年度途中において届け出た場合には、納入済みの年会費等は返還しないものとする。
- (3) 休会した会員が復帰する場合は、復帰届を本会に提出するものとする。
- (4) 退会する場合、納入済の年会費等は、返還しないものとする。

第32条 退会后、復帰する場合は、第29条・第30条に定める規定を適用するものとする。

(罰則)

第33条 役員が本会の目的、活動及び運営方針に反したと認められる場合、又は、業務を怠る等不適任と認められる場合には、役員会及び代表者会議の決定により、適切な処置をとるものとする。

第34条 会員が本会の目的、活動及び運営方針に反したと認められる場合、又は、本規約に定める条項及び細則並びに競技規約に反したと認められる場合には、役員会は、当該会員より事情聴取を行い、次に掲げる罰則による裁定を代表者会議で審議決定のうえ当該会員に通告するものとする。

- 1) 当該会員編成チームの一年間の出場及び対外試合の禁止。
- 2) 当該会員の代表者及び監督の交代。
- 3) 西京支部少年部部長名による警告。
なお、役員会の決定により、通告することができるものとし、事後の代表者会議にて報告するものとする。

- (2) 裁定に対する異議は、一切受け付けないものとする。
なお、裁定に従わない場合には、代表者会議で議決の上、除名とする。

(事故に対する責任等)

第35条 本会が主催または、共催する事業及び会員を推薦参加させる事業において、万が一、事故が発生した場合には、当該会員が全責任を負うものとする。

- (2) 会員は、事業に参加する場合、あらかじめ、会員の責任において、所属の指導者及び選手の健康診断、保護者の了承、選手・指導者の保険の加入、スポーツ保険又はその他の傷害保険の加入等必要な処置を講じておかなければならない。

(その他)

第36条 会員は、本規約の目的、活動及び運営方針、選手指導の基本方針等必要な事項を会員の規約等に定めておかなければならない。

(細則)

第37条 本会の運営に必要な細則は、代表者会議の決定により、別に定めることができるものとする。

| | |
|---------------|------|
| 昭和63年11月26日改正 | 同日施工 |
| 平成4年12月5日改正 | 同日施工 |
| 平成14年4月7日改正 | 同日施工 |
| 平成28年12月3日改正 | 同日施工 |

京都軟式野球連盟 少年部 運営細則

(西京少年野球会)

第I章 総 則

(総則)

第1条 本会の役員及び会員の代表、指導者等は、規約第2条及び第3条の目的、規約第4条から第6条までの活動及び基本方針に従い一致協力、感謝と奉仕の精神で本会の運営にあたるものとする。

第II章 代表者会議等

(代表者会議)

第2条 規約第28条の代表者会議は、原則として、毎月第一土曜日午後7より指定の会場で開催するものとする。

(2) 緊急を要する事項等がある場合には、役員会の決定により臨時開催ができるものとする。

第3条 本会役員及び各役員の代表者は、規約第2条及び第3条の目的を達成するため代表者会議の決定事項等を、その都度、規約及び運営細則、競技規約を改廃し、整理を行い、より最良の運営を目指すものとする。

(指導者名簿)

第4条 規約第9条の指導者等名簿は、本会が指定する「役員登録書」により毎年、本会が指定する期日までに、本会に提出するものとする。

第III章 事業及び登録書

(事業)

第5条 規約第16条の(1)及び(2)による学童野球大会は、最小限次に掲げる大会を開催するものとする。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1) 理事長杯争奪学童野球大会(リーグ戦) | 3月上旬より |
| 2) 区長杯争奪学童野球大会 | 4月上旬より |
| 3) 知事旗争奪学童野球大会 | 4月下旬より |
| 4) 市長杯争奪学童野球大会 | 9月中旬より |
| 5) 支部長杯争奪学童野球大会 | 10月上旬より |
| 6) 新人戦(協賛大会と併用) | 11月上旬より |
| 7) 協賛大会 | 5月中旬～9月上旬に開催 |

(2) 本会は、各大会の試合当日必ず会場に大会本部を設けるものとする。

(大会参加申し込み等)

第6条 本会が主催又は共催する各大会に参加する会員は、「西京支部少年部競技規約」に基づき、大会毎にチームを編成し、参加申し込みをしなければならない。「選手登録書」は、3月上旬に開催される大会前に本会へ提出し、各大会毎に変更が生じた場合は、変更した「選手登録書」を試合前までに2部提出しなければならない。

なお、手書きでの変更(修正)は、認めないものとする。

- (2) 知事旗及び市長杯争奪学童野球大会においては、指定期日までに「選手登録書」を本会に提出しなければならない。諸事情により変更が生じた場合は、大会開会式前までに、変更した「選手登録書」を提出しなければならない。
なお、大会期間中の変更は原則認めないものとする。

(大会参加の原則)

- 第7条 前項の第1項の参加申し込みをした登録チームは、当該大会に優先参加するものとし、選手の集団により健康状態の悪化等特別の事情がない限り、棄権してはならない。
ただし、本会は、組み合わせ抽選後の試合日程及び進行にあたり、次の事項に留意しなければならない。
- 1) 学校行事には、優先参加させるものとする。
 - 2) 事前に代表者会議で承認された地域行事等は、1)に準ずるものとする。
 - 3) 規約第16条(6)(7)に掲げる大会参加チーム又は推薦参加させたチームで、同日又は同時時間帯に試合が重複する場合、可能な限り、時間調整又は日程調整を行うものとする。

- 第8条 前条 ただし書1)及び2)に該当する場合、当該チームは別紙「学校行事等証明書」を事前に本会に提出しなければならない。

(試合開始時間)

- 第9条 本会が主催又は共催する事業の開始時間は、原則午前8時以降とするものとする。

(開会式及び閉会式への会員の出席義務)

- 第10条 各大会の開会式には、参加会員の登録選手で当該学年の選手及び指導者等は、集合時刻までに会場に集合し、参加するものとする。

- 第11条 各大会の決勝戦並びに閉会式には、会員の代表者又は運営委員のいずれか一名は、必ず出席しなければならない。

第IV章 審判員等

(審判講習会及び審判員の資質の向上)

- 第12条 各会員の指導者等は、原則として、本会が開催する審判講習会を受講し、育成の向上を図るものとする。

- (2) 審判長及び公認審判員は、試合終了後又は大会終了後、当該審判員を対象に講評又は研修会等を行い、更に審判員の資質の向上を図ることに努めるものとする。

(審判の分担等)

- 第13条 本会が主催又は共催する各大会における試合の「審判員」は、原則として試合当日の当事者が互いに分担するものとし、事前に審判長が決定するものとする。

- (2) 「球審」は、原則として、公認審判員の有資格者がその任務を果たすものとする。

- (3) 「塁審」は、原則として、会員の当該年度講習受講2回以上の者がその任務を果たすものとする。

(4) 公認審判員は、決められた時間までに、グランド設営に務めるものとする。

第14条 各会員は、一名以上の公認審判員を置くものとする。ただし、当分の間審判員の経験者で審判長が認めた場合、その任にあたることができるものとする。

第V章 運営委員と担当ブロックの任務等

(会場設営等及び担当ブロックの任務)

第15条 本会が主催又は共催する各大会等の会場設営等は、各会員をブロック毎に編成し、各月毎に順次担当する。その担当ブロックは、本会が決定するものとする。

(2) 各大会等の会場設営等は、各会員の「運営委員」がその任務を果たすものとし、運営委員に事情がある場合は、会員の指導者等のいずれかが、必ずその任務を果たすものとする。

(3) 担当ブロックの運営委員は、大会等の期間中、必ず試合等に必要なその用具一式倉庫より会場に運搬し、グランド設営については、公認審判員の補助を行う。試合等の終了後も、同様に、責任をもって必ず倉庫に返却するものとする。

(4) 担当ブロックのブロック長は、当日の準備、昼食等の購入、駐車場係、後かたづけなどの指示をおこなう。特に学校の校庭等を使用した場合は、下記に注意する。

① タバコの吸殻 ② トイレの汚れ ③ ゴミのポイ捨て

(5) 担当ブロックには、運搬用車両の確保に務め、用具等の運搬に務めるものとする。

(6) 担当月の最終日には、用具等の点検及び倉庫内の整理整頓を行うものとする。

(7) 担当ブロック長の代表は、任務期間中の運営費の管理を行い、担当ブロック終了後、速やかに現金、証拠書を添えて、会計に提出、報告するものとする。なお、会計に報告する前に部長が、支出内容の検証を行うものとする。

(8) 役員は、雨天等による開催が困難な場合は午前6時30分に試合会場に集合し中止及び開催時間遅延の判断をするものとする。

第VI章 運 営 費

(運営費)

第17条 本会の運営に必要な年会費は、年度事業開始までに、大会参加費は各大会までに決定するものとし、会員は定められた期日までに納入するものとする。

第VII章 会員の周知徹底義務等

(駐車等に関する遵守事項)

第18条 各大会会場の駐車には、本会が発行する「駐車許可書」を所有する車両のみとする。

第19条 会員の代表者は、規定第36条の規約を実行することに努めるとともに、会員の指導者及び選手の保護者等全員に細則及び競技規約の周知徹底を図らなければならない。

(その他)

第20条 代表者会議又は総会に出席する役員及び会員の代表者等は必ず本会の規約及び細則並びに競技規約を携帯しなければならない。

昭和63年11月26日改正 同日施工
平成 4年12月 5日改正 同日施工
平成14年 4月 7日改正 同日施工
平成28年11月 5日改正 同日施工
平成30年 3月 3日改正 同日施工